

くらし

愛西市在宅障害者扶助料の 変更について

障害児者福祉の状況を踏まえ、令和8年4月から愛西市在宅障害者扶助料の見直しをさせていただきます。

対象者／

【1種】

身体障害者手帳1級、2級、3級
療育手帳A判定、B判定、精神
障害者保健福祉手帳1級、2級
の方

支給額：月額2,000円

【2種】

身体障害者手帳4級、精神障害
者保健福祉手帳3級の方
支給額：月額1,000円

問社会福祉課 ☎(55)7115

くらし

市公共下水道事業計画の 変更案縦覧

日光川下流域関連愛西市公共下水道事業の計画を変更するため、変更案を縦覧します。

縦覧期間／2/12(木)～25(水)
午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日は除く)

縦覧場所／下水道課

※変更案に意見のある方は、縦覧期間中に市に対して意見書を提出することができます。

問下水道課 ☎(55)7124



くらし

利用者負担額(保育料)の 改定について

令和8年4月より、物価高騰および公定価格の上昇に伴い、愛西市の3歳未満児の利用者負担額(保育料)を見直しさせていただきます。



詳しくはこちら→

問子育て支援課 ☎(55)7118

くらし

寝具洗濯乾燥サービス

令和8年度の寝具洗濯乾燥サービスについては、4月に申し込み期間を設け、7月に実施をする予定です。

詳細については、広報あいさい4月号でお知らせします。

問高齢福祉課 ☎(55)7116

野焼きなどの焼却行為は 法律で禁止されています!

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の 屋外焼却(野焼き)は禁止です!



禁止行為

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積みの炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす
※違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなどの地域行事における焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却(稻わら焼却など)
※廃ビニールなどの焼却は不可
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)
※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に“著しい影響”を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」など、生活環境に影響を及ぼしている等の連絡がありますと、行政指導の対象になります。

また、周辺の状況によっては、火災の原因になることもあります。

例外行為であっても焼却をされる方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

問環境課 ☎(55)7114